

申請の要件	6 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の特定変更工事の完成検査
申請に関する説明	高圧ガス製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更工事等の許可後、当該施設又は貯蔵所の位置、構造又は設備の特定変更工事が完成したときは、市長が行う完成検査（完成検査を要しない変更の工事の範囲を除く。）を受ける必要があり、これらが技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはなりません。ただし、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関又は認定完成検査実施者による完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められその旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第20条第3項
関係条項	第8条第1号、第16条第2項、第20条第5項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第5条から第8条の2まで、第21条から第23条まで、第35条及び第99条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第5条から第9条まで、第22条から第24条まで、第36条及び第97条 ・コンビナート等保安規則（昭和61年12月13日通商産業省令第88号）第4条から第7条の3まで、第9条から第11条まで、第19条及び第54条 ・冷凍保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第51号）第6条から第8条まで、第25条及び第69条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	
標準処理期間	10日（検査終了の日から）
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例（昭和24年4月横浜市条例第15号）に定める金額